

スマート補償（S）利用規約

第1条 （目的）

株式会社Hi-Bit（以下「運営元」といいます。）は、以下に定める「スマート補償（S）利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「スマート補償（S）」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条 （本サービスの定義）

利用者は、「本サービス」に申込みることにより、株式会社セールスパートナー（以下「提供元①」といいます。）が提供する「ひかり補償（S）」、「かけつけサポート」および、株式会社エコネクト（以下「提供元②」といいます。）が提供する「スマートWi-Fi by econnectサービス」（以下「提供元②サービス」といいます。）を通常価格よりも安価な価格である月額金550円（税抜）にて利用できるものとします。

① ひかり補償（S）[提供元①における通常価格：500円（税抜）]

＜サービス内容等＞

- (1) 利用者は、所定のインターネット接続サービス（Wi-Fiを含むものとし、以下、総称して「ISP等」といいます。）に付随して、当該ISP等を利用したインターネット接続が可能な通信機器等（ルーター、ゲーム機、音楽プレーヤー、パソコン、スマートフォン、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。）の故障等、ウイルス感染等により対象端末に関して利用者に生じた損害に関して、定額のお見舞金を給付するサービスの総称をいいます。
- (2) 利用者は、本規約の他、提供元①が定めるひかり補償（S）規約を同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

② かけつけサポート[-]

- (1) 日本PCサービス株式会社の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービスを、利用者ではない一般顧客向けに提供する料金より割引価格にて利用できるサービスです。
- (2) 利用者は、日本PCサービス株式会社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとします。
- (3) 利用者は、本規約の他、提供元①が定めるかけつけサポート規約を同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

③ スマートWi-Fi by econnectサービス[提供元②における通常価格：362円（税抜）]

＜サービス内容等＞

- (1) 提供元②が提供する、公衆無線LAN接続サービス（NTT東日本・NTT西日本が提供するフレッツ・スポット、ワイヤ・アンド・ワイヤレス社の提供するWi2、ソフトバンク社の提供するBBモバイル）を契約している利用者に対し、Wi-Fi接続の接続アカウントなどの認証情報を貸与提供するサービスです。
- (2) 利用者は、本規約の他、提供元②が定めるサービス利用約款に同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

第3条 （本規約の承諾および会員契約の締結）

利用者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立するものとします。尚、利用者のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

第4条 （基本料金等）

契約者は、運営元が別途定める本サービスの事務手数料および違約金等（以下、総称して「本料金」といいます）を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。金額は契約解除料を除きすべて税抜となります。税率の引き上げに応じて変更されます。

第5条 （本サービスの解約）

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。尚、本サービスの解約後、原則、再契約はできないものとします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとし、各月の26日から末日までに解約手続きを行った場合、当該月の翌月末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第6条 （解約後の措置）

1. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

第7条 (債権譲渡)

契約者は、契約者が提供元①との間で締結する提供元①サービスに関する契約に基づく債権の全部、並びに、契約者が提供元②との間で締結する提供元②に関する契約に基づく債権の全部を、提供元①および提供元②が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

また、当該譲渡は、提供元①および提供元②が当該契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。尚、契約者は、当該譲渡に基づき、運営元から当該契約者に対して、当該債権に本サービスが適用され割引された料金に関する請求が行われることに合意するものとします。

第8条 (契約期間等)

運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

第9条 (本サービスの提供の停止および解約)

1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
 - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
 - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟および刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
 - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
 - ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
2. 運営元は、契約者が第7条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを累計で3ヶ月以上怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができるものとします。

第10条 (適用関係)

契約者は、本規約に規定なき事項については、提供元①が定めるひかり補償（S）規約および提供元②が定めるサービス利用約款の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

制定日：平成26年6月1日

改定日：平成26年11月6日

運営元：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社 Hi-Bit